

## 〔評価結果の公表様式〕

### 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

#### ①第三者評価機関情報

評価機関名：株式会社 中部評価センター (認証番号:21地福第785号)
訪問調査 実施日：平成23年1月24日(月)

#### ②事業者情報

名称:(法人名)江南市(株式会社日本保育サービス) (施設名) 布袋北保育園	種別:(施設種別) 保育所 (基準の種類) 児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長) 佐野 眞弓	定員(利用人数):145名
所在地:〒483-8116 愛知県江南市安良町八王子137番地	TEL 0587-56-3689

#### ③総評

##### ◇特に評価の高い点

市の指定管理を受けて民間企業が園の運営を行っている。従来通りの継続性を重視した保育サービスを要望する市・行政と、民営化による新たなサービスの展開によって質の向上・充実を図ろうとする事業所(保育園)との間にギャップがあるが、移行から2年目を迎えて、前例を踏襲しつつ新たな取り組みも芽を出してきた。

これまで(民間移行1年目)は市内の公立園と同じ食事メニューの提供であったが、今年度から独自メニューの昼食を提供している。食の専門員(栄養士)が定期的に巡回し、食育指導にも当たっている。給食、おやつ共に手作りであって、食に関しての保護者の評価がすこぶる高い。

保育の一環として、英語、体操、リトミックの時間を設け、外部契約の専門講師が定期的に訪れて子どもたちを楽しみひと時を与えている。この取り組みも今年度からの開始である。

一方、従来通りの取り組みとして目を引くのが、真夏に開催される「サマーフェスタ」。地域の商店街のイベントであるが、年長クラスの園児が、阿波踊りを踊りながら地元商店街を練り歩く。この年長クラスの園児による阿波踊りは、9月の敬老会でもお年寄りに披露された。これらの活動は、地域との交流に大きく貢献している。

近隣の農家から畑を借りて野菜作りを行っているが、時々プロの手ほどきを受けることもある。隣接の神社の境内を駐輪場として貸してもらったり、小・中・高校生の体験学習を受け入れたりと、地域交流は活発である。

##### ◇改善を求められる点

指定管理者制度へ移行して2年目を迎えたが、一定の制約があつてか、独自性を発揮した園の運営が見られない。一部新たな取り組みも目につくが、市の意向と、保護者の思いとの狭間で試行錯誤の日々が続いている。相応の時間が必要なものもあるが、必要な改善や施策は市の担当者と調整し、実施に移すことが望まれる。

市への報告システムや指定書式等、とりあえず1年目、2年目は従来通りのものを踏襲してきた。そろそろ、真に必要なものと不要な物との見直し時期に入ってきている。取り組みや活動の質を向上させるためにも、ある程度の時間を割いて総点検の機会を持たれることを期待したい。

#### ④第三者評価結果に対する事業者のコメント

指定管理者として2年目となり、独自性を少しずつ打ち出してきました。  
保育の一環として、英語・リトミック・体操の保育サービスを導入し、園児も楽しく過ごしています。  
また、独自メニューによる給食を実施し保護者からも高い評価をいただきました。  
今後は、こうした独自性を取り入れた保育園運営に取り組み、江南市の他の保育園の参考にしていただけるような保育園を目指していきたいと考えています。

#### ⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

# 評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(82項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

## 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	a ・ ⑥ ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	a ・ ⑥ ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	a ・ ⑥ ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	a ・ ⑥ ・ c

#### 評価機関のコメント

市の指定管理者制度による保育事業のため、法人の理念の他に市が定めた保育目標をも見据えた保育所運営が行われている。従来通りの継続性を重視した保育サービスを要望する市・行政と、民営化による新たなサービスの展開によって質の向上・充実を図ろうとする事業所(保育園)との間のギャップが埋め切れておらず、理念や基本方針の周知も形通りのものとなっている。  
園の運営に独自色が出せるのには、相応の時間が必要と思われる。

### I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ ⑥ ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ ⑥ ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	a ・ ⑥ ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	a ・ ⑥ ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	a ・ ⑥ ・ c

#### 評価機関のコメント

中・長期計画としては、法人本部作成の指定管理者制度受託のための計画書があるが、園には公開されていない。単年度の事業計画は、基本的には従来の公立園時代の計画を受け継ぎ、前年度の結果を反映させ、若干の新企画(英語・体操・リトミック教室、法人主導の給食システム)を盛り込むスタイルで作成されている。  
保護者への周知は行事計画中心に伝えられており、当該保育園が目指す事業の方向性等を伝え切るには至っていない。

### I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	a ・ Ⓑ ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 13	a ・ Ⓑ ・ c

#### 評価機関のコメント

「業務マニュアル」の「職務分担表」を基に、「布袋北保育園組織図」及び「職員体制について」のリストが作成されており、園長としての役割や責任の所在を明らかにしている。法令遵守に関しては、法人本部のコンプライアンス委員会に参加して情報を得ている。  
法人本部の担当者が定期的に園を訪問して情報の交換を行っており、園長の業務を補完する大きな力となっている。2年間で職員の半数が入れ替わるという移行期を乗り越え、サービスの質の改善活動はこれから始まるところである。

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	保 15	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	a ・ b ・ Ⓒ

#### 評価機関のコメント

市の子育て支援課と調整を行い、毎月の園長会では他園の状況を聞き取り、円滑な園運営を図っている。  
現状把握から改善すべき課題は見えてくるものの、現行の指定管理者制度の縛りもあって実施に移せないものも多い。  
行政機関及び担当者との良好な関係を構築し、相互の十分な意見調整を重ね、時間をかけてより良い方向へと変革していくことに期待したい。  
外部監査は実施されていない。

### Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	Ⓐ ・ b ・ c

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
	II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	Ⓐ ・ b ・ c
	II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	保 22	Ⓐ ・ b ・ c
	II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	a ・ Ⓑ ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
	II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	Ⓐ ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

<p>指定管理者制度への移行を機に職員の大幅な入れ替わりがあり、保育ニーズに適応した人材の採用を計画している。人事考課は法人統一のシステムがあり、正規職員に限定して実施されている。人事考課の目的は、単に処遇のためだけでなく、職員個々の不足力量の把握(教育の必要性)にもつながることから、非正規職員にも対象を広げることが望ましい。</p> <p>法人本部主導で研修システムが構築されており、職員個々に個人別年間研修計画を立てて受講している。研修実施後にはレポートが提出されているが、教育効果の評価は実施されていなかった。</p> <p>市を通して実習生の受け入れ要請があり、積極的に受け入れを行っている。</p>
---

### II-3 安全管理

			第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。			
	II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 26	a ・ Ⓑ ・ c
	II-3-(1)-③ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	保 27	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-④ 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	保 28	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-⑤ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	保 29	a ・ Ⓑ ・ c
	II-3-(1)-⑥ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	保 30	a ・ Ⓑ ・ c
	II-3-(1)-⑦ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 31	a ・ Ⓑ ・ c
	II-3-(1)-⑧ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 32	a ・ Ⓑ ・ c

#### 評価機関のコメント

<p>「安全・安心な保育」は法人理念の大きな柱の1つであり、必要と思われるマニュアル類はほとんど整備されていたが、実際には使用されていないものもあった。アクシデントとインシデントの報告書が作成されていたが、再発防止(未然防止)のための原因特定が甘い事例も散見された。事故発生後には、関連するマニュアルの見直しの実施も必須である。</p> <p>事故や緊急事態に備え、様々な訓練や研修に参加している。AEDを使用する救急救命法は、職員のほぼ全員が受講済みである。</p> <p>「安全委員会」が法人全体で組織されており、事故防止や職員の意識づけに有効に機能している。</p>
--

### II-4 地域との交流と連携

			第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
	II-4-(1)-① 利用者や地域とのかかわりを大切にしている。	保 33	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(1)-② 保育所が有する機能を地域に還元している。	保 34	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 35	Ⓐ ・ b ・ c

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 36	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 37	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 38	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 39	Ⓐ ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

<p>民営化移行前からの地域との良好な関係が継続しており、地域の住民やボランティアが園の運営を後方から後押ししてくれている。地域の農家から畑を借りて野菜作りを行っているが、時々農業指導も受けている。隣接する神社が境内を駐輪場として開放してくれている。</p> <p>市の職員から情報を得るだけでなく、ほほえみ広場(子育て支援)や園庭開放で園を利用する親子からも情報を得るよう心がけている。延長保育は午後8時までと時間も長く、利用者にとってはありがたいサービスである。また、障害児保育の指定園でもある。</p>			
--	--	--	--

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

			第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 40	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 41	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。			
	Ⅲ-1-(2)-① 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るなど利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 42	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 43	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 44	a ・ ⑥ ・ c
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 45	a ・ ⑥ ・ c

#### 評価機関のコメント

<p>プライバシー保護マニュアルがあり、顔写真掲載等の個人情報についての同意書を交わし、園児や保護者の人権に配慮した保育を行っている。</p> <p>保護者からの相談苦情は随時受け付けており、送迎時や連絡帳でのやりとりが多い。かつて、保護者から駐車場についての苦情があり、保護者会と相談して保護者から協力体制を得ることができた。</p>			
--	--	--	--

#### Ⅲ-2 サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。			
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 46	a ・ ⑥ ・ c
	Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 47	a ・ ⑥ ・ c

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
	Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 48	a ・ ㉞ ・ c
	Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 49	a ・ ㉞ ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 50	㉠ ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 51	㉠ ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 52	㉠ ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

第三者評価受審は2度目であり、今年度は自己評価の段階から職員が参画して取り組んだ。しかし、職員個々が第三者評価から得た気づきを事業計画に反映させたり、日々の保育の現場で活かす段階には至っていない。  
法人統一の「保育業務マニュアル」があるが、定期的にもその内容を見直したり、自園独自に必要な手順を新たに文書化したりする取り組みは確認できなかった。  
保育の実施記録は規定通りに作成されており、その保管についても適切に管理されていた。時間差勤務の中での情報共有の手法として、担当した職員がメモに残して担任へ申し送りをしており、連絡漏れなどのトラブル防止に努めている。

### Ⅲ-3 サービスの開始・継続

			第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
	Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 53	㉠ ・ b ・ c
	Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 54	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
	Ⅲ-3-(2)-① 保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 55	a ・ ㉞ ・ c

#### 評価機関のコメント

入園説明会において、保護者に対して持ち物や行事、保育園での暮らしについて説明している。市が入園決定を行い、その後園が説明会の席で保護者に園の方針などを説明、周知を図っている。  
市内の他園への移行(転園)については、情報交換を行い連絡体制を整えている。しかし、行政区域外(市外)への移行時の対応は、定まった様式がなく口頭での伝達となっているケースが多く、場合によっては保育の継続性が損なわれる可能性がある。

### Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

			第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
	Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 56	a ・ ㉞ ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	保 57	a ・ ㉞ ・ c
	Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 58	a ・ ㉞ ・ c

評価機関のコメント

市が定めた従来の方法を変えずに、アセスメントは児童票に記録し、保育課程は園長と主任保育士で作成している。指導計画は毎月、保育日誌は毎日記録されており、その都度担任の職員が見直し・評価を行っている。  
アセスメント、計画の作成、評価・見直しの全てに言えるのは、時間的な余裕のなさからか、実施日が遅れたり前回と同じ内容の繰り返しが見られることである。一連の流れを手順化して、職員によるバラツキを出さない工夫が必要であろう。

Ⅲ-5 保育の固有サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 健康管理・食事サービスが適切に行われている。			
Ⅲ-5-(1)-①	登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 59	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 60	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 61	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	保 62	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 63	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑥	アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て適切な対応を行っている。	保 64	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 保育環境が適切に整備されている。			
Ⅲ-5-(2)-①	子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 65	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	保 66	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 保育内容が適切に行われている。			
Ⅲ-5-(3)-①	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	保 67	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-5-(3)-②	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対処している。	保 68	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-③	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	保 69	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-④	身近な自然や社会と関わられるような取組がなされている。	保 70	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑤	さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	保 71	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑥	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	保 72	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑦	子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。	保 73	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑧	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	保 74	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑨	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 75	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑩	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 76	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑪	障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 77	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑫	一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を考慮しながら行っている。	保 78	非該当

Ⅲ-5-(4) 入所児童の保護者の育児支援が適切に行われている。			
Ⅲ-5-(4)-①	一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	保 79	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-②	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	保 80	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに保育所長まで届く体制になっている。	保 81	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-④	虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	保 82	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

必要な手順はマニュアル化されており、それに沿った保育サービスを提供している。今年度から保育の一環として英語、体操、リズムの時間を取り入れ、それぞれ専門の講師が定期的に訪れている。これまでは、市内の公立園と同じ食事メニューの提供であったが、今年度からは独自メニューの昼食を提供している。法人本部から定期的に食の専門員(栄養士)が派遣され、食育活動を行っている。

障害児保育の指定園であり、担当職員を障害児保育の外部研修に参加させ、内部研修で知識・技術の共有化を図っている。一方、処遇困難の園児についての検討に費やす時間が多くなる傾向があり、他の園児に影響を受ける可能性も否めない。